

質問回答書

件名： 令和4年度 騒音斉合施設大井その1防火シャッター改修工事

	質 問		回 答
1	競争参加資格の「シャッター改修工事の経験を有する者であること。」について、シャッターの新設工事の経験でもよいか。	1	シャッター新設工事の経験では資格を有していると認めることはできません。
2	競争参加資格の「シャッター改修工事の経験を有する者であること。」について、建設改修工事の一部として実施したシャッター改修工事でもよいか。	2	建設改修工事の一部として実施したシャッター改修工事でも構いません。 ただし、証明書類として、建設工事の契約書の写しとともに、当該建設改修工事にシャッター改修工事が含まれていることが分かる書類(仕様書等)を添付のうえご提出ください。
3	競争参加資格の「本工事を行うために必要な当該装置の製造者が保有する知的財産権及び技術情報の利用について許諾を受けることができること。」を証明する書類には、具体的にどのような内容が備わっている必要があるか。	3	製造者以外の者が改修を行う際、契約不適合責任期間後のメンテナンス等について、責任の所在が明らかにできないことから、改修を行うことについて製造者の許諾を受けたことのある書類を添付のうえ、ご提出ください。
4	競争参加資格の「主任技術者にあつては、1級または2級建築施工管理技士(建築)若しくは同等以上の資格を有する者であること。」の同等以上の資格とは。	4	左記以外に、1級建築士、2級建築士、実務経験によるものがあります。 2級建築施工管理技士(躯体)と2級建築施工管理技士(仕上げ)は資格を有する者とは認められません。